広島市告示（安佐北区）第１２９号

令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ ５ 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月１５日から令和８年１０月２９日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
一般県道	矢口安古市線	安佐北区口田一丁目１９０２番地１ 地先から 安佐北区口田一丁目３５７０番地１ 地先まで	令和８年１０月１５日